

ACUITY **LAW**

INSOLVENCY
LAW NEWSLETTER

March 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年3月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所（=SC）、会社法上訴審判所（=NCLAT）、会社法審判所（=NCLT）にて下された重要な判決についてまとめました。

1) SC ALLOWS HOMEBUYERS TO WITHDRAW INSOLVENCY PROCEEDINGS AGAINST THE BUILDER EVEN AFTER THE CONSTITUTION OF THE COMMITTEE OF CREDITORS (CoC)

Matter: Amit Katyal v. Meera Ahuja & Others

Order dated: 3 March 2022

Summary:

債務者である Jasmine Buildmart Pvt. Ltd. (=Jasmine) は、グルガオンを拠点に Krrish Provence Estate という住宅プロジェクトを立ち上げました。Krrish Provence Estate の住宅購入者は、Jasmine が 8 年を経過してもプロジェクトが完成しなかったため、破産処理手続き（=CIRP）の開始を NCLT に申請しました。また、過度の遅延を理由として約 6,900 万ルピーの払い戻しを求めました。NCLT は当該申請を認め、暫定管財人（=IRP）を任命し、モラトリアムを宣言しました。

Jasmine は、NCLAT に異議を申し立て、住宅購入者との和解を求めましたが、NCLAT は NCLT の命令を支持し、和解は成立しませんでした。IRP は公告を出し、債権者委員会（=CoC）を構成しました。その後、Jasmine は SC に上訴を行いました。住宅購入者は、SC にて、(a) Jasmine が 1 年以内にフラットの所有権を完了し引き渡すこと、(b) 約 3,300 万ルピーを住宅購入者に返金することを条件とする和解案を提出し、インド憲法および NCLT Rules, 2016 の規定に基づき、CIRP の取下げを求める申請を行いました。

SC は、(a)128 人の住宅購入者のうち、82 人の住宅購入者が Jasmine との和解に合意し、CIRP 手続きの撤回に異議がないこと、(b)2016 年破産倒産法により、CIRP の撤回申請は CoC の 90% の承認を得た場合にのみ許可されること、を指摘しました。しかしながら、SC は、他の訴訟では CIRP の取り下げに関する関連規定は案件毎の事実関係に応じてディレクトリであるとし、(c) CoC は 91 人のメンバーからなり、その内 70% は CIRP 取り下げに同意する住宅購入者であり、(d) 背後にある立法趣旨は、すべての住宅購入者の利益確保、保護、および均衡の維持にある、としています。

以上を考慮し、SC は、本件は憲法および NCLT, Rules 2016 の関連規定に基づく権限を行使するのに適した事案であると判断し、取下げを認めました。

2) WHETHER CLAIM FOR PAYMENT OF LICENSE FEE FOR USE AND OCCUPATION OF PREMISES FOR COMMERCIAL PURPOSES AMOUNTS TO A CLAIM OF 'OPERATIONAL DEBT'

Matter: Jaipur Trade Exposure Pvt. Ltd. v. Metro Jet Airways Training Pvt. Ltd.

Order date: 7 March 2022

Summary:

Jaipur Trade Exposure Pvt. Ltd. (=JTEPL) は、JTEPL が所有する敷地で教育機関を運営することを目的に、Metro Jet Airways Training Pvt. Ltd. (=MJATPL) とライセンス契約を締結していました。当該契約は、当初 5 年間、月額 40 万ルピーの条件で締結されましたが、JTEPL は、2017 年 11 月に未払いのライセンス料について一部支払いを受け、その後、MJATPL から 200 万ルピー相当の小切手が手渡されたと主張しています。これらの小切手は不渡りとなり、数回の督促にもかかわらず、MJATPL はライセンス料の未払い分を清算しませんでした。最終的に、JTEPL は、MJATPL に対し、利息と共に未払のライセンス料を請求する督促状を発行しました。当該督促に対しても何の回答も得られなかったため、JTEPL は NCLT に申請を行いました。当該申請は、不動産の使用許可に起因する請求は「事業債務」のカテゴリーに属さないという理由で NCLT により却下されました。JTEPL はこれを不服として、NCLAT に控訴しました。

NCLAT は、「事業債権者」と「債務」の定義を分析した上で、教育機関を運営する目的で JTEPL から商業目的の施設を取得しているため、当事者は「サービスの提供」という表現に含まれる、としました。また、MJATPL がライセンス料を支払わなかったことは、不履行となった「債務」にほかならない、としました。しかしながら、M. Ravindranath Reddy v. G. Kishan & Ors.において、NCLAT は異なる見解を示していることを考慮し、当該矛盾を解決するべく、本件を 3 名の裁判官から成る大法廷に委ね、現在も係争中です。

3) NCLAT DIRECTS FULL PAYMENT OF PROVIDENT FUND DUES TO THE EMPLOYEES

Matter: Sikander Singh Jamuwal v. Vinay Talwar & Ors.

Order date: 11 March 2022

Summary:

従業員は、Applied Electromagnetics Pvt. (Ltd. (=債務者) に対して CIRP を開始しました。CoC が指名した管財人は、債務者の負債が 6 億 8,500 万ルピーであることを確認しました。決議申請者は、債務者の過去の債務を清算するため、1 億 2,990 万ルピーを提案しました。関連当局が計算した退職手当の支払額は約 1,300 万ルピーでしたが、決議申請者は再建計画における退職手当の支払い金額を 780 万ルピーとして提案しました。当該決議案は NCLT によって承認されましたが、従業員は、決議案の承認に異議を唱え、NCLAT に控訴しました。

従業員側は、(a) 再建計画は退職手当の全額を支払うことを規定していない、(b) 金融債権者への支払いは事業債権者よりもはるかに多い、(c) 再建計画は差別的であり、従業員積立金法の規定に違反している、と主張しました。一方、金融債権者側は、各債権者への支払額を決めるのは CoC の特権であると主張しました。労働者と従業員の分担は 7.5%で提案されていましたが、事業債権者の代表の要請により、12.67%に引き上げられました。

NCLAT は、CoC による再建計画の承認、承認の際に考慮されるべき要素、従業員積立金法の関連規定を分析し、再建計画はいかなる法規定にも反してはならない、としました。また、従業員積立金法から、決議申請者は雇用主から支払われるべき拠出金やその他の金額を支払う義務があります。NCLAT は、(a) 法律の遵守を保証しなければならず、CoC の商業的通念ではなく、(b) 従業員積立金の支払債務は債務者の資産ではない、と指摘しました。

従って、NCLAT は、決議申請者に対し、規定に従って再建計画の下考慮されていない残額を放出するよう指示しました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in